

# フリースクール授業料の補助をしています

～保護者の皆様、フリースクール関係者の皆様へ～

## ★申し込み対象

以下の事項をすべて満たす保護者

- ①草津市に住所を有し、申請前1年以内におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者
- ②認定施設を原則、週1回以上通所する児童生徒の保護者
- ③認定施設での児童生徒の情報を、施設が在籍する学校に情報提供することを許可する保護者
- ④学校の児童生徒の出席状況等の情報を在籍学校が市に情報提供することを許可する保護者
- ⑤認定施設を利用することにより、在籍学校の出席扱いを受けている児童生徒の保護者
- ⑥対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者
- ⑦市税の滞納がない保護者



## ★補助対象となる経費

フリースクール通所にかかる月々の授業料（上限4万円）のうち割合に応じた額を補助します。補助の割合は以下の通りです。

|           |     |           |     |        |     |
|-----------|-----|-----------|-----|--------|-----|
| ①生活保護受給の方 | 1/1 | ②就学援助受給の方 | 3/4 | ①②以外の方 | 1/2 |
|-----------|-----|-----------|-----|--------|-----|

例：毎月の授業料：4万5千円/月 ➡ 上限額4万円/月

- ① 生活保護受給の方：4万円/月×(1/1) = 4万円/月
- ② 就学援助受給の方：4万円/月×(3/4) = 3万円/月
- ③ ①・②以外の方：4万円/月×(1/2) = 2万円/月

## ★補助の方法

裏面参照。保護者様の請求回数は年間4回になり、毎月来課していただく必要はなくなりました。

## ★認定フリースクール(オンライン含む) 次の4つをすべて満たす施設

- ①児童生徒の社会的自立を目指し、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を提供することができる施設。
- ②市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することができる施設。
- ③利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供することができる施設。
- ④業務上以外、児童生徒の個人情報について使用しない施設。



## ★保護者相談・申込

市役所6階児童生徒支援課窓口にて、相談・申込を受け付けています。

申請時に、お持ちいただく書類

☆申請書(様式第1号) ☆印鑑

【市役所6階】草津市教育委員会事務局 児童生徒支援課

E-mail:jidoseito@city.kusatsu.lg.jp

電話:077-561-2437

# フリースクール利用児童生徒支援補助金交付手続きの流れ

## 保護者様

## 市の動き

4月～

### 認定申請を行う

市役所6階児童生徒支援課  
持ち物  
○申請書（様式第1号）  
利用期間は4月1日～  
○印鑑

### ★認定要件の確認

補助対象者（保護者様）が要件を満たしているか確認し、要件を満たしていれば認定通知書（様式第2号）を送付します。認定施設以外の場合は、補助金が交付されません。

認定要件  
確認後

### フリースクール通所

原則、週1回以上

### ★市から学校、施設に情報提供

保護者様から申請があったことを学校と施設に（施設には、必要に応じて補助率も）伝えます。

毎月

### 月の活動記録をフリースクールからもらう

その月の出席状況や活動内容がわかる記録をもらい、写しを学校に提出。  
※学校との連携を十分にとる。

随時、保護者様、学校、  
施設と連携



### ★状況確認

月々の通所日、授業料を確認します。

### ★保護者様へ様式第5号（交付決定通知書）の送付

原則、週1回以上の通所がある月は、補助金を入金します。

7月  
10月  
1月  
4月

### 補助金の交付申請を行う

持ちもの  
①様式第3号  
②様式第4号（必要内容が含まれていれば、代用できるものでも可）  
③授業料がわかる書類（契約書等の写し）  
④印鑑

交付申請は3か月分をまとめて、年間4回行います。それぞれの申請期日は 7/15・10/15・1/15・4/10 までになりますので、お忘れのないようにお願いいたします。